

# 非常災害対策計画

児童デイサービスさんこま

## 1.目的

この計画は「児童デイサービスさんこま」における防災対策について必要な事項を定め、利用者及び職員の安全を確保し、防災のための体制整備や被害防止と軽減を図ることを目的とする。

## 2.施設の立地条件

### (1)施設立地場所の地形等

鵜住居川沿いに集落があり、両岸とも傾斜地の山林が集落に近接している。

### (2)災害危険区域等の該当の有無

| 災害危険区域等    | 該当の有無 | 区域などの名称 |
|------------|-------|---------|
| 浸水想定区域     | 無     |         |
| 土砂災害警戒区域   | 有     |         |
| 土砂災害特別警戒区域 | 無     |         |
| 急傾斜地崩壊危険箇所 | 無     |         |
| 地すべり危険箇所   | 無     |         |

### (3)予想される災害の危険性

地震…窓ガラスの破損、室内什器の散乱、屋根瓦の落下

水害…鵜住居川の氾濫による県道の寸断、台風による窓ガラス破損

## 3.災害に関する情報の入手方法

### (1)市町村から発令される避難情報の入手方法

緊急速報メール、防災行政無線、市のLINE情報(防災関係)など

### (2)災害に関する情報の入手方法

インターネット、ラジオ放送、釜石市ライン、国土交通省防災情報提供センターなど

#### 4. 災害時の連絡先及び通信手段の確認

##### (1)自治体等の連絡先

| 区分     | 機関名    | 電話番号           | FAX 番号                       |
|--------|--------|----------------|------------------------------|
| 行政機関   | 消防     | 釜石消防署          | 0193-22-2526<br>0193-22-2166 |
|        | 警察     | 橋野駐在所          | 0193-57-2110                 |
|        | 市町村    | 釜石市地域福祉課       | 0193-22-0177<br>0193-22-6375 |
|        | 県      | 沿岸広域振興局<br>福祉課 | 0193-25-2713<br>0193-25-2294 |
| ライフライン | 電気     | 東北電力           | 0120-175-366<br>022-266-6810 |
|        | ガス     | 岩崎商店           | 0193-28-2221                 |
|        | 水道     | 川本ポンプ<br>盛岡営業所 | 019-661-5155                 |
|        | 電話     | NTT 東日本        | 113                          |
| 協力機関   | 町内     | 中村青ノ木<br>郷土振興会 | 090-7073-5748<br>会長 和田勝久     |
|        | 協力医療機関 | 藤井小児科内科クリニック   | 0193-42-7788                 |
| 取引先    | 車両関係   | 日東自動車工業        | 0193-23-0671                 |
|        | 建物関係   | 菊池建設           | 0193-57-2510                 |

##### (2)職員の連絡先:施設保管用参照／緊急連絡網:施設保管用参照

### (3)利用者情報(家族の連絡先):施設保管用参照

## 5.避難を開始する時期、判断基準

火災…火災報知器が鳴動し、初期消火が困難な場合及び近隣の火災が延焼の恐れがある場合

地震…建物の内外で大きな亀裂や傾きが発見されたとき

水害…浸水の恐れ及び市の避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき

## 6.避難場所

| 災害の種類 | 地震     | 水害   | 火災     |
|-------|--------|------|--------|
| 避難場所  | 中村分館   | 本施設内 | 中村分館   |
| 所要時間  | 徒歩 5 分 | 0 分  | 徒歩 5 分 |
| 距離    | 400m   | 0m   | 400m   |

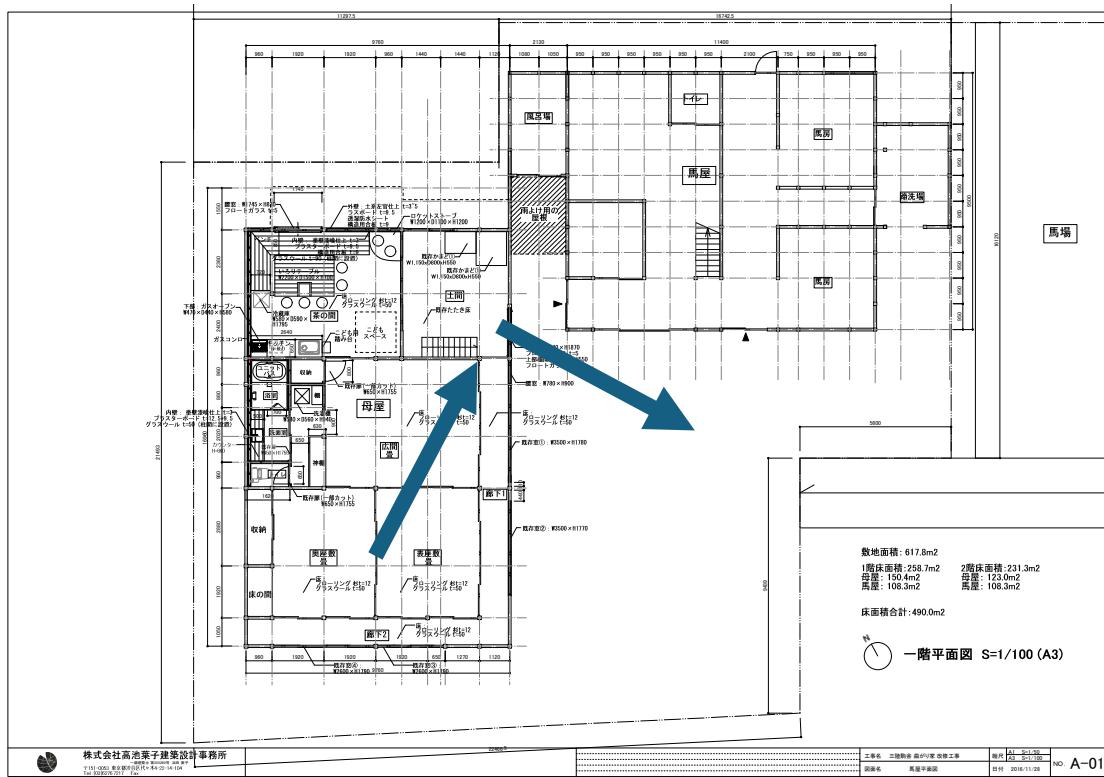
災害情報、避難情報から最寄りの広域避難場所や第一次避難場所への避難は、総括責任者が判断し指示を行う

## 7.避難経路

### (1)避難場所への避難経路



## (2) 施設内の避難経路



## 8.避難方法

- ・移動可の場合…徒歩
  - ・移動不可の場合…社用車にて移送

## 9. 災害時の組織体制

## (1) 災害時の収集方法

職員配備參集基準

| 配備体制   | 配備基準  | 対象職員                      |
|--------|---|---------------------------|
| 注意配備体制 | ① 地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき<br>② 釜石市内で震度3の地震が発生したとき<br>③ 釜石市で津波注意報が発令されたとき | 総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにする |

|                      |  |  |
|----------------------|--|--|
| 警戒<br>配備<br>体制       | ①地域に大雨、暴風、暴風雪、洪水警報が1以上発表されたとき<br>②釜石市に震度4又は震度5弱の地震が発生したとき<br>③釜石市に津波警報が発表されたとき   | 総括責任者は自宅で待機し、常に出勤できるようにする                    |
| 災害<br>対策<br>本部<br>体制 | ① 地域に相当規模の災害の発生が予測され、その対策を要するとき<br>② 地域に災害が発生しその規模及び範囲等から対策を要するとき<br>③釜石市内で震度5弱の地震が発生したとき<br>④釜石市に津波災害が発生し、又は津波災害の発生の恐れがあるとき<br>⑤ その他、総括責任者が必要と認めるとき | 総括責任者は施設に出勤すること<br>その他の職員は家族の安全が確保され次第出勤すること |

## (2)命令、指揮系統

### ■総括責任者:施設長

- ・全体の統括

### ■情報収集、連絡担当、救護班:児童発達支援管理責任者

- ・気象災害の情報収集、関係機関との連絡調整
- ・職員の連絡、職員や職員家族の安否確認
- ・利用家族への連絡
- ・救護要請と活動内容の調整
- ・避難状況の取りまとめ
- ・負傷者の救出及び安全な場所への移送
- ・応急手当及び病院などへ移送

### ■安全対策、物資、地域班:その他職員

- ・利用者の安全確認
- ・施設、設備の被害状況確認
- ・利用者への状況説明、避難誘導
- ・利用者の家族への引き渡し
- ・火元の点検、発火の際の初期消火
- ・食料、飲料水などの確保、供給
- ・地域住民や近隣の福祉施設と連携し、救護活動を行う
- ・ボランティア受け入れ体制の整備対応

(3)避難に必要な職員数:3~4名

## 10.関係機関との連携体制

- ・地域の防災訓練への参加
- ・町内会との災害時協力関係強化

## 11.災害予防対策

### (1)災害防犯対策委員会の設置

「9. 災害時の組織体制(命令指示系統)」の統括責任者、救護班班長、安全対策班班長、物資・地域班班長で災害防犯対策委員会を組成し、以下に示す通りの災害対策に必要とされる事項を協議決定し、実施していくこととする。防犯対策にかかる事項は防犯対策マニュアルにて記載する。

- ①災害対策の方針に関すること
- ②災害対策に関する組織体制の整備に関すること
- ③災害時に備えた地域及び行政との連絡調整に関すること
- ④非常災害対策計画の作成、見直し、
- ⑤災害に備えた教育・訓練に関すること

なお、災害防犯対策委員会は自衛消防隊、自衛水防組織と一体的に運営、活動を行うものとする。

### (2)具体的な災害予防内容

防災訓練、避難訓練、防災教育、研修の実施を徹底する。

照明器具、機器類の振動防止落下防止策を実施する。

観音開き扉は、地震等により開かないように措置する。

電話線等のコード類は通路に露出させない。

事務室は整理整頓に努め不要な物品を置かない。

火気使用設備等の本体や燃料容器の転倒防止策を講じる。

火気使用設備等の周辺は不燃材料にするとともに可燃物を置かない。

建物の耐震チェックや消防用設備などの点検を実施する。

### 持ち出し品の準備

| 持ち出し品名 | 保管場所・備考 |
|--------|---------|
|--------|---------|

|                    |      |
|--------------------|------|
| 利用者等一覧、個別ファイル      |      |
| 緊急連絡先一覧            |      |
| ラジオ、懐中電灯、予備電池      |      |
| ウエットティッシュ、ナプキン、ゴミ袋 | 事業所内 |
| 万能はさみ              |      |
| 救急箱、常備薬            |      |
| 非常食、非常用避難セット       |      |

## (2) 必要な物資の備蓄

| 分類    | 品名          | 数量  | 保管場所 |
|-------|-------------|-----|------|
| 食料、用具 | 飲料水タンク      | 15L | 事業所内 |
|       | 米           | 5kg |      |
|       | ビニール袋       | 10  |      |
|       | バケツ         | 3   |      |
| 衣料    | 毛布          | 5   | 事業所内 |
|       | 寝袋          | 10  |      |
|       | タオル         | 10  |      |
|       | キャンプマット     | 10  |      |
|       | 軍手          | 20  |      |
| 生活用品  | ヘッドライト、予備電池 | 5   | 事業所内 |
|       | 雑巾、新聞紙      | 適量  |      |

|      |           |    |      |
|------|-----------|----|------|
|      | ティッシュペーパー | 10 |      |
|      | トイレットペーパー | 5  |      |
| 救急器材 | 救急箱       | 1式 | 事業所内 |
| 復旧機材 | 工具セット     | 1式 | 事業所内 |
| その他  | ラジオ、携帯電話  | 各1 | 事業所内 |

## 12.避難・救出その他必要な訓練及び防災教育、研修

(1)避難訓練計画:別紙参照

(2)防災教育の実施

自然災害に関する知識及び非常災害計画に関する研修会を開催

- ①新規採用職員向け研修随時
- ②全職員向け研修(外部講師によるものも含)年1回

(附則)令和2年12月1日より施行

令和3年2月1日改訂

## 【別紙 3】

### 避難訓練計画

避難訓練の実施回数

年 2 回

避難訓練の参加者

常勤職員、非常勤職員、利用者

想定する災害の種類

火災、地震、水害(浸水)

避難場所

火災の場合：中村分館

地震の場合：中村分館

水害の場合：施設内

避難場所までの避難目標時間

火災の場合：7 分

地震の場合：7 分

水害の場合：1 分

避難訓練の内容

- ・ 避難目標時間内に安全に迅速に避難できるか検証を行う
- ・ 防災マップ及び事業所・施設内の避難経路の通りに迅速に避難できるかどうかの検証を行う
- ・ 災害時における役割分担表通りに迅速な対応ができるかどうかの検証を行う
- ・ 職員の少ない時間帯での対応を想定した訓練を実施し、迅速に避難できるかの検証を行う

その他

防災教育・研修の実施

職員に対して、防災に関する意識の向上及び災害時における技術向上を図るため、次の防災教育・研修に取り組んでいくこととする。

① 防災に関する研修会への参加

消防署が開催する防災研修に未受講のものから随時受講する。

② 事業所内・施設内での研修の実施(年1回)

事業所内で実施する救急訓練研修に職員全員が受講する。

③ AED を含む心肺蘇生法などの応急手当てに関する研修への参加

消防署が開催する AED 講習会や心肺蘇生法講習会に適宜参加する。